○国土交通省告示第八百五十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年五月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合があるこ。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐N－1149	騒音防止装置　ＵＤトラックス　ＬＤＧ－01Ｃ　Ｆ５Ａ	ＵＤトラックス　ＬＤＧ－ＣＦ５＊＊、ＵＤトラックス　ＬＤＧ－ＣＺ５＊＊、日野　ＬＤＧ－ＨＦ５＊＊、日野　ＬＤＧ－ＨＺ５＊＊、いすゞ　ＬＤＧ－ＳＦ５＊＊、いすゞ　ＬＤＧ－ＳＺ５＊＊	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地

○国土交通省告示第八百五十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年五月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐G－2177	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－ＮＺＦＥ12	トヨタ　ＤＢＡ－ＮＣＰ　58Ｇ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊐G－2178	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－ＮＺＦＥ13	トヨタ　ＤＢＡ－ＮＣＰ　59Ｇ	〃
㊐G－2179	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＥ－ＮＺＦＥ	トヨタ　ＤＢＥ－ＮＣＰ　51Ｖ	〃
㊐G－2180	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＥ－ＮＺＦＥ１	トヨタ　ＤＢＥ－ＮＣＰ　55Ｖ	〃
㊐G－2181	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＥ－ＮＺＦＥ	トヨタ　ＤＢＥ－ＮＣＰ　50Ｖ	〃

○国土交通省告示第八百五十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年五月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐N－1151	騒音防止装置　三菱　Ｈ10－６Ｒ10ＭＳ	三菱　ＬＫＧ－ＭＳ96Ｖ　Ｐ、ＵＤトラックス　ＬＫＧ－ＡＳ96ＶＰ	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12

○国土交通省告示第八百五十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年五月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐ＧＳ－520	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＫＤＰ－Ｚ３－１	吸入負圧：4.7kPa　排気圧力：44.0kPa、吸入負圧：5.4kPa　排気圧力：9.0kPa、吸入負圧：5.3 kPa　排気圧力：13.0kPa	株式会社　豊田自動織機　愛知県刈谷市豊田町２丁目１番地

○国土交通省告示第八百五十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年五月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐ＧＳ－518	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＫＤＮ－Ｚ３－１	吸入負圧：4.6kPa　排気圧力：40.0kPa	株式会社　豊田自動織機　愛知県刈谷市豊田町２丁目１番地

○国土交通省告示第八百五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年五月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐ＴＤＩＩ－18	運行記録計　ＤＥＮＳＯ　ＤＮ－Ｄ　ＴＧ－001	株式会社デンソー　愛知県刈谷市昭和町一丁目１番地

○国土交通省告示第八百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

日洞谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

岐阜県本巣市根尾天神堂

字北野　一番二及び一番三

六二四番三

六二五番一及び六二五番二

六二六番及び六二七番

六二八番から六三〇番まで

六三一番から六三四番まで

字岩野　一番

二番

一一番

一六番から一九番まで

二〇番から二〇番二まで

二一番

字日洞

二二番一

二二番三

二四番から二七番まで

二八番一

二八番三

三〇番一及び三〇番二

三二番

三五番及び三六番

三六番二

三七番

三九番一から三九番三まで

四〇番一及び四〇番二

四八番

一九二番から一九四番まで

字上村